

○放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）

（対象者）

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
 - ※認められた・・・市町村による支給決定
 - ※障がい児・・・身体障害者手帳や療育手帳等がなくても、療育の必要性が認められる診断書等があれば利用可能。
- 利用者944人（令和2年2月1日現在）

（サービス内容）

- 授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所へ通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

（事業所について）

- 岐阜市内 62事業所（令和2年2月1日現在）・・・（別紙一覧を参照）
- 岐阜市外の事業所の利用も可能。
- 事業所の自己評価結果等の公表について

<http://www.city.gifu.lg.jp/item/44062.htm>

○障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第4項）

（対象者）

- ・ 障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）の利用者全員。
- ・ セルフプランもある。

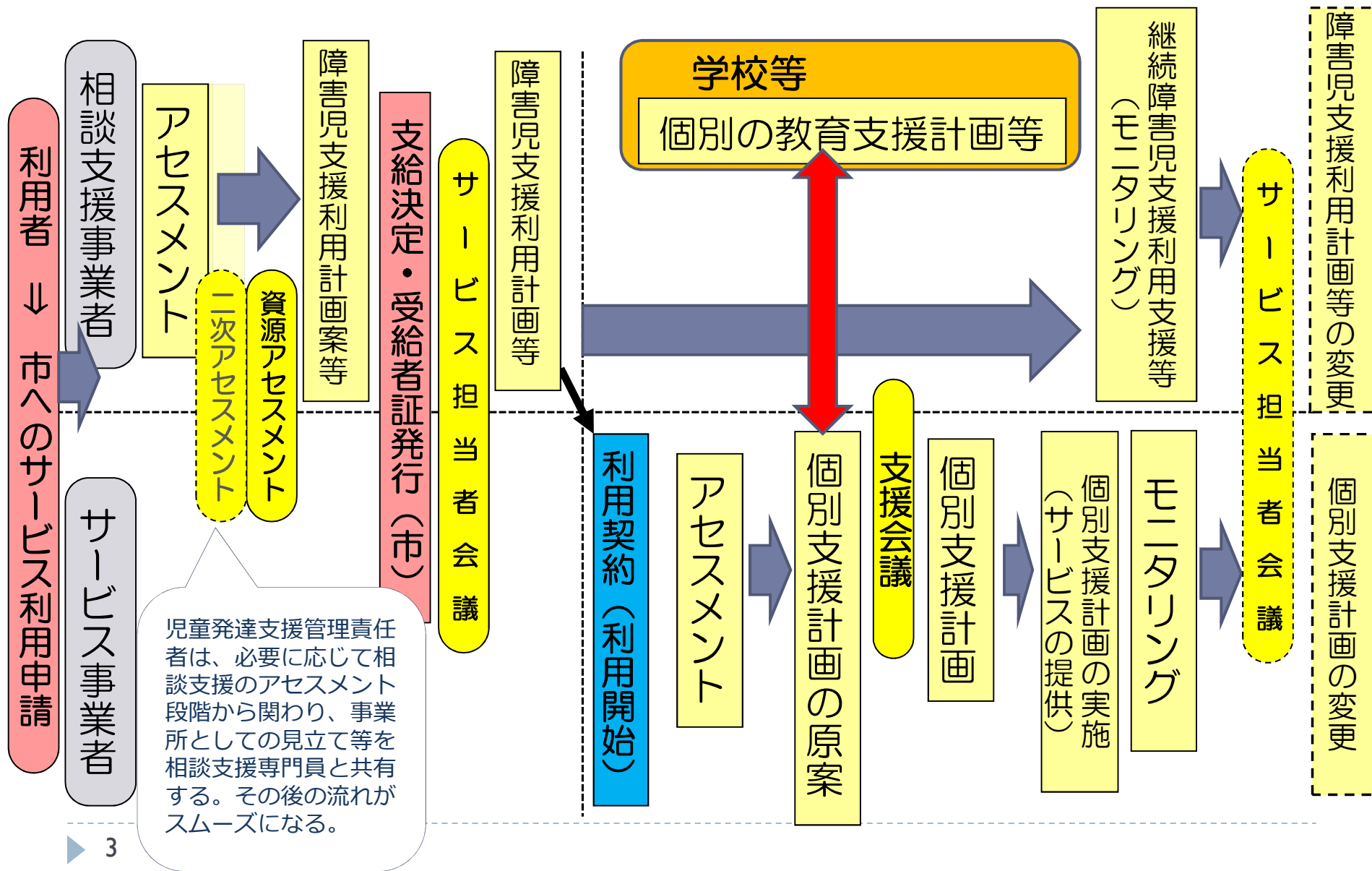
（相談支援の流れ）

- ・ 相談支援専門員は、福祉サービスの利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて、サービスの利用予定などを整理した「障害児支援利用計画案」の作成を行う。
- ・ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、児童発達支援等の利用についての支給決定を行う。
- ・ 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、子どもや保護者の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めたサービス担当者会議を開催する。
- ・ 相談支援専門員は、参加者による意見交換を受けて支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、障害児支援利用計画を確定する。
- ・ 家庭訪問などの方法で子どもの状況を定期的に確認（モニタリング）して、必要に応じて利用計画を変更する。

（事業所数）

- ・ 岐阜市内 23事業所（令和2年2月1日現在）・・・（別紙一覧を参照）

障害児相談支援事業者と放課後等デイサービス事業者の関係と流れ



連携の視点

- ▶ 学校、家庭、事業所といった異なる時間、人、空間、体験等を通じた発達支援による、子どもの最善の利益の保障
- ▶ 個別支援計画等の情報共有
- ▶ サポートブックの活用
- ▶ 個人情報保護と守秘義務、保護者の同意
(具体例)
 - ▶ 下校時刻の確認、引き継ぎ
 - ▶ 年間予定や行事予定等の交換
 - ▶ 下校時のトラブルや病気・事故の際の連絡体制
 - ▶ 行事や授業の参観
 - ▶ 配慮事項や困った時の対応方法等の共有
 - ▶ ケース会議の開催